

令和3年第10回教育委員会会議録

令和3年10月20日(水)

甲州市教育委員会

第10回教育委員会 会議録

日 時 令和3年10月20日（水）（午前9時30分から）

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長 小林俊彦
委 員 永田清一
委 員 加藤幸夫

職務代理 石川順子
委 員 萩原浩洋

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長 雨宮邦彦
教育総務課L 河村敬
生涯学習課L 保坂佳正
指導主事 小椋規雄
事務担当 窪川はづき

教育総務課L 金澤祐子
生涯学習課長 辻学
文化財課長 飯島泉
教育総務課L 高石宏満

一 欠席した者は次のとおりである。

文化財課L 佐藤治郎

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第12号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
制定について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会10月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に荻原委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしております、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第12号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、日程第2 議案第12号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。今回の規則の一部改正につきましては、市議会9月定例会において議決いただいた、甲州市学校設置条例の一部を改正する条例によりまして、令和4年4月1日に勝沼中学校と大和中学校を統合するため、市立学校の一覧から大和中学校が除かれたことから、大和中学校の通学区域を勝沼中学校の通学区域に加える必要が生じましたので一部改正をお願いするものでございます。趣旨でございますが、令和4年度から勝沼中学校と大和中学校を統合することに伴って、勝沼中学校の通学区域を改めるため、所要の改正を行う必要があるものでございます。次に内容でございます。規則改正の背景等につきましては、甲州市教育委員会の附属機関である甲州市学校再編審議会からの答申を受け、甲州市教育委員会がまとめた「甲州市における今後の中学校のあり方に関する報告書」において、1学年2学級以上を基本とした本市における望ましい中学校の適正規模が示され、市は報告書のとおり、市立中学校の再編を図ることを決定し、令和4年度から勝沼中学校と大和中学校の両中学校を統合することといたしました。規則改正の内容につきましては、勝沼中学校の通学区域に現在の大和中学校の通学区域である大和町木賊、大和町田野、大和町初鹿野、大和町日影及び大和町鶴瀬を加え、大和中学校の通学区域を削るものでございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員

当然統合に向けて、法規的なものすべてそれにあわせて改訂していくということですね。はい、わかりました。

教育長

この後ですけれども、11月16日にまた説明会を保護者の皆さん地域の皆さんに、これまでの状況について説明をしていきたいと思っております。いずれにしましても、保護者地域に丁寧に説明をしていき、協議を進めていくなかで来年の4月1日の勝沼中学校への統合をまた進めていきたいと思いますけれども、ぜひ教育委員の皆さん方にもご理解ご支援をお願いしたいと思います。

それでは、議案第12号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり制定させていただくとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、日程第2については原案のとおり制定させていただきます。

それでは、次回 11月教育委員会は11月17日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 11月教育委員会は11月17日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。